

大分市自治基本条例検討委員会 第7回理念部会 議事録

日 時 平成22年4月20日(火) 14:00～16:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、村田 英明
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩 同主査 甲斐 章弘、
同主査 足立 和之 (計4名)

【プロジェクトチーム】

【オブザーバー】

総務課法制室 室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明(計2名)

【傍聴者】

無

次 第

1. 開会
2. 議 事
 - (1) 前文、目的等について
 - (2) その他(次回開催日程等)

< 第7回 理念部会 >

事務局	それでは、ただいまより大分市自治基本条例検討委員会第7回理念部会を開催いたします。 本日は、人事異動により、委員が今回の部会から参加となりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
委員	皆さん、こんにちは。この会自体は2年ほど前から始まっているとのことで、私は4月から委員になったということで、足を引っ張ることになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは本日の会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと思えます。まず、前回の第11回全体会の会議報告について、A3縦の(報告1)の用紙をご覧ください。前回の会議の一番大きなテーマは大分市自治基本条例の最高規範性の確認というものがありません。

これにつきましては、第6回の当部会で、議会選出の委員さんを含めて議員の皆さんで協議した内容をお知らせいただいていたものと同じ内容ということでありましたので、皆さん、これについては異論は無いところであると思えます。

この他に、理念部会として全体会にご提示した資料につきましては、ある程度の反響はあったと思えますが、全体会でオーソライズされるところまでは行かなかったのではないかとこのように思っています。

まず、前文についてですが、今回、第10回全体会で指摘を受けたところ等の修正版をお示ししましたが、特筆するような意見、反論等は無かったと考えております。ただ、(報告1)にありますように、次世代に受継いでいくものを具体的に示すはどうかと書いてありますが、広い意味での「教育」といった観点から、次世代に受け継ぐというイメージは入れられないかという意見がありました。

確かに「教育」という個別具体の事項は、自治基本条例という市全体に係るものにはなじみにくいという側面はありますが、「次代を担う世代に受け継いでいく」という観点となりますと、前文などの理念的なところで取り扱う必要があるのではないかとこのように感じるところです。

次に、今回、「十分な議論が尽くされていない」との断りつきで条例の「目的」案をお示したところですが、他部会の委員さんからは、「地域における『自治』が活性化していくと考えたときには、概ね現状の『目的』案の内容で言い表せるのではないか」とこのように賛意もいただいたところではあります。

ですが、本部会として、この「目的」案を推していくという議論が尽くされたわけではないと思っておりますので、今後も議論を尽くしていただければと考えております。

次に言葉の定義についてですが、「協働」について、「市民に責務を負わせるものではない」とこのように議論が集中したところではあります。

部会長さんからも、「ネガティブなイメージではなく、市民のポジティブなまちづくり参加としてのイメージを込めたい」とこのようにご発言がありましたが、発言された他の委員さんからも同様なご意見が多かったのではないかと感じたところではあります。

この他にも、他の委員さんから現状の「協働」の定義案で十分であるとのご発言もありましたが、どちらにせよ、「行政からの押し付けではない」とこのようにニュアンスをどう表現できるのかを推していただく必要があるのではないかとこのように思っています。

また、「自治」についての定義付けに対するご意見もありましたが、これについては定義付けは難しいのではないかとこのようにご意見もありました。

また、「基本理念」、「基本原則」については、再度のご提示をさせていただいたところですが、基本理念のところでは、「豊かな生活」の部分に「幸福な」を併

記する点については前回の部会で念押しをしそびれておりましたので、部長さんに補足をいただいたところです。ただ、これらの事項については、今回もご意見をいただけていない状況です。担当としては、本部会としても現状で議論を進展させるのは少々難しいのかなという印象も持っているところでありませう。

次に、A 4 縦の（報告 2）と書いた図がお手元にあると思いますが、これについてご説明します。

前回の全体会議において、「大分市自治基本条例」の最高規範性の確認に係る体系の考え方について、数名の委員さんから「わかりにくい」というご意見がありましたことから、事務局なりに整理したものを資料として添付させていただいております。

図として、3つのパターンを記載しております。上段の図の自治基本条例と各基本条例の体系のパターンの例は、全国的な事例は極めて少ないのですが、柱となる執行機関のことを謳う「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」と「議会基本条例」の3つの基本条例の上に、理念的な条例として「自治基本条例」をかぶせるというものです。

このパターンで大分市の状況を考えると、大分市は「議会基本条例」を制定済みですので、屋根となる「自治基本条例」を理念的に作って、残りの「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」についても併せて制定するという流れになるかとは思いますが。

中段のパターンは、現在、各地で制定されている「自治基本条例」の体系として最も多いものであり、「一般的な自治基本条例の体系」と言えると思います。「自治基本条例」という一つの条例の中に「市民に関する内容」と「行政に関する内容」、「議会に関する内容」という要素が全て含まれています。

ただ、繰り返しになりますが、大分市の場合、議会基本条例が制定済みであることから、このパターンのように、議会に関する要素に詳細に触れる必要はないと考えられます。

このことから、前回の全体会議で確認された「自治基本条例」の最高規範性、議会基本条例の位置づけ等を念頭に置いたうえで、整理をしたのが下段にありますパターンです。

大分市がめざす体系としましては、中段の一般的な体系パターンを意識しながら、制定済みである「議会基本条例」の位置を整理し、「自治基本条例」の中には、「市民に関する内容」と「行政に関する内容」を謳い込み、「議会に関する内容」については、「議会基本条例による」ということを謳うことで、「議会基本条例」を大分市自治基本条例に結びつけるという内容になると考えております。

このようなことから、検討委員の皆さんにご検討いただく内容は、図に色付けされた円の部分に係る事項ということになります。

今後の課題としては、「議会基本条例」に謳われている部分で市民と行政に関する内容とかぶる部分、図で言いますと、点線の円が重なっている部分をどのように整理していくのかということが挙げられることと思います。

例えば、一つの条文に議会にも関連する内容がある場合、議会を含んで整理するのか、議会に関連することは「議会基本条例による」としてしているのか、

議会だけを外して整理するのかというような課題が出てくるのではないかと考えています。

理念部会における検討項目で言えば、「前文」や「基本理念・原則」は、議会も含む全ての大分市を意識したつくりになるのは、異論のないところであろうと考えております。

一方、他の部会、例えば、「執行機関・議会部会」が検討する「議会の責務」などは「議会基本条例による」ということを謳って整理すれば良いというのは想像しやすいのですが、「市政運営部会」や「市民参加・まちづくり部会」が検討する個別項目について、その主語となる部分に「議会」を含んで考えていくのか、また、「議会基本条例」に規定のない事項で、議会にも関連する条項を規定することになった場合に、「議会基本条例」との関係性をどうするのかというようなことが、今後の大きな課題となってくるのではないかと考えています。

あと、もう一点、「理念部会検討経緯」というA4ホチキス止めの資料を添付させていただいております。

これは、今まで当部会で議論をしてきた項目をある程度、時系列的にお示ししたものです。色付けをされた箇所などありますので、見方についてご説明します。

赤字はその時々で会議で指摘を受けた箇所、青字は指摘を受けて訂正した箇所、赤枠は部会で議論をいただく中、ある程度の意見の統一を見た、部会としての現状の最終案ということを示しております。

ですので、5ページにあります「目的」のように、部会で十分議論を尽くされた案と言えないと思われるものについては黒枠のままとなっております。

また、枠外には部会などで出された意見などを記載しております。こういった形のものを整備しておけば、今後、逐条解説という条文ごとの解説書を準備するのも役立つかと思い、ご提示をさせていただきました。

なお、《解説案》と記載している箇所は、今までの委員の皆さんのご意見から、担当者で「このような議論経過ではなかったか」というものを書いてみたものです。委員の皆様におかれましては、今後の市民意見交換会などにおいても、「こういった議論の結果、このような条例を作りました」といったことをお話しされる際に参考になるのではないかと考えられますので、ご指摘等いただければ、事務局側で修正をかけていきたいと考えております。

以上、検討のご参考にしていただければと思います。それでは、進行を部会長さんをお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。大分、他の部会とのやりとりも重ねてきましたし、この部会での議論も煮詰まってきたものと考えられますが、まだ、若干、議論が足りない部分もあると思われるので、深く掘り下げて議論をしていったら良いのではないかと考えています。

まず、今説明があった前文についてですが、これについては、あまり批判的な意見は聞かれなくなったと考えていますが、まだ若干、我々としても自信を持って「これで良いぞ」と言いにくいところもあると思いますので、もうちょっと議論をしたいと思います。

一つは、他所の部会で「教育」の問題をどう考えるかというようなことが挙

事務局	<p>がっております。それから、この文を読んで、市民の方がどう感じるかということについても考えてみたいという気持ちが私個人としてはあります。ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>この「教育」について、事務局はどのように考えておられるか、他の部会の議論ももう一度お聞かせ願いたいのですが。</p> <p>議論になっていたのは「市政運営部会」だったのですが、「教育」というものを何とか条例の中に謳っていきたいというご意見がありました。</p> <p>ただ、先ほどもお話ししましたとおり、自治基本条例は大分市全体に係る条例です。「教育」というものは個別具体の事項になりますので、また別の条例等もごさいます。そういった細々としたことまでも自治基本条例の中で謳うのかという議論も今までにごさいました。そういった中、前回の全体会のご意見としては、そのような細かな「教育」ではなくて、大きな意味合いでの「教育」を、例えばではありますが、前文の中で表せないかというものでした。</p> <p>本日、委員さんからも「教育」を条文として表すとしたらどうなるのかというものを案として作ってきていただいております。皆さんのお手元にお配りしようと思いますが、まずはそれも見ていただきまして、理念部会として「教育」をどのような形で捉えていくのが良いのかというものにご意見をいただければと思います。</p> <p>他の部会からはですね、「市民部会」で市民の権利を謳っていくときに子どもの権利も謳うべきではないかという議論もされております。「市民」の定義の中で年齢を問わないという議論もありましたが、子どもの権利や、私達大人が、どのように子どもにとって望ましい環境を整えていくかというのも考えないといけないのではないかという議論がされているところでもあります。</p>
部会長	<p>「教育」という形で議論を始めますと、学校教育だとか、教科書が厚い薄いとかいう話が出てきたりとか、学力テストとかの話になりがちなんですけど、もっと基本的な、「未来の社会のために子どもをどういうふうに育てるか」という大人の姿勢が大事じゃないかなと思うんですけども、それが前文には入っていない、入れるか入れないかという問題と、入れるとしたらどういうスタンスで入れていったら良いかということなんですけど、何か「教育」、「人を育てる」ということについて、入れたいという気持ちはあるんですけど。</p>
委員	<p>その前に、資料の前文最終案の「私」をひらがなに修正しておいて。</p>
事務局	<p>はい。今、委員さんからご指摘いただいたのは、「理念部会検討経緯」の3ページ（前文修正第3案）の最終段落の部分ですね。ひらがなの「わたし」に修正させていただきます。</p>
部会長	<p>同じものの「子ども」という表記は良いんですね。</p>
委員	<p>これは使い方として一番多いと思います。「わたし」を漢字にしたくないのはですね、「私」としてしまうと、訓読みは「わたくし」になるんです。「わたし」</p>

であれば普通名詞の、英語で言うところの普通名詞の「I(アイ)」なんですけれども、「わたくし」であるとそれに謙譲の意味が入ります。ですから、前文で我々が主語であるときに、「わたくし」と使うとへりくだりすぎかなという想いがあるのでひらがなにしました。「子ども」については、ひらがなにすべきかは大分考えたのですが、この使い方が他所の事例を見ても一番多かったもので、このようにしました。

前文の中に「教育」という意味合いの言葉を入れることに関しては、私は前文そのものの構成を壊してしまうと思います。それと、どういう入れ方をしても、必ず反対する人が出てくると思います。「教育」というのはいろいろな意味合いがあって、それぞれの人の見方が違う。ですから、子どもに対して大人がどうするかということを入れてしまうと、難しいと思います。

なので、私が今日持ってきた三つの文章は、「教育」を「学び」に替えています。子どもの側に主体性を持たせる、子どもの側が何をするかを決めて、その環境を整備するのは大人の責任だというようにしています。そういうものであるならば、子どもは市民の中で同等の市民として括っていますし、我々のものを受け継がせる対象として前文の中に謳い込んでいますから、これ以上くどく子どもを教えることについて前文で言ってしまうと、いろんなハレーションが起きてくると私は思います。

むしろ一項を設けて、「自分たちがバトンを渡すべき対象としての子どもというものに対して、どのような環境を育むべきなのか」ということを問題提起した方が建設的だと思います。

部会長

私はちょっと考え方が違うんですけども。やはり子どもというのは大人が一生懸命育てなければいけない存在だと思うんです。「放っておいても子どもは育つ」というのは本当の姿じゃないので。やはり親に限らず、周りの大人たちが本当に子どものためを思って、いろんなことを考えて子どもに与えていくということが大事だと思いますので、それを子どもが素直に受け取って伸びていけば良い大人になるのではないかと考えているんですけど。

何か、最近大人の方にも「子どもを育てる」ということに迷いがあるような感じがするので、やはり「真剣に育てなければいけないんだ」と、「育てる大人がたくさん、周りにいる社会になるんだ」ということが望ましいと思っているんです。

委員

ちょっと先ほどの「育てる」ということですが、昔、私が春日町小学校のPTA会長をしているときに、事業に失敗して給食費を払えない状況になった家庭があったんです。そのとき、校長先生とかもその家庭に出かけて行って、給食費も払えるように補助を受けられるようにということを話したのですが、その親は「待ってください、今は払うことはできませんが、後日必ず払います」ということを言ったんですね。

ところが、今の人達に不満があるのは、税金をきちんと払って、長い間年金を掛けてきた人が受け取る金額は5～6万くらいなのに、それが今、市がやっている生活保護というものを、ちゃんと税金を納めてきた人が受け取るのなら皆さんあまり不満は無いと思うんですが、そうでない人も生活保護は12～3

	<p>万もらうでしょ。一生懸命働いてきた人が受け取る額が少なくて、何もして年をとったからとたくさんの額をもらおうと思ったら、皆不満が出ますよ。</p> <p>だから、「教育」をする、部会長さんが言うような大人が、周りにいないんじゃないですか。少ないような感じがするんですね。だから、そういったことをもっとここにきちんと謳ってですね、本当に一生懸命生きた人が、権利を十分受けるというようなことを取り入れたものを書いて、「教育」を考えて欲しいなと思うんですね。</p>
部会長	<p>最近では、給食費を払えるのにも関わらず払わない家庭があるとも言いますね。そういうことが結構増えてきているとも聞きますね。そういう大人の在り方がみんな子どもに伝わるんですね。</p>
委員	<p>すごい話では、「子どもが毎日給食を残すから、その分の給食費をまけろ」という親もいるというんですよ。</p>
部会長	<p>自治基本条例は、別に教育問題を是正するために拳を挙げたというものではありませんから、さらっと一行くらい書くというだけだと思いますが、やはり「大人がしっかり子育てしなきゃいけないよ」と、「大人の良い姿を見せなきゃいけないよ」というようなことを勧めるような一行が欲しいんですけれどね。</p>
委員	<p>だから、この前文の中には「子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく」ということを入れてあるわけです。「引き継いでいく」ためには、子どもがまともに育っていなければ引き継げないわけですから、その決意表明をしているわけで、それに関してどこか条文で子供について触れなければいけないなということになるわけですよ。</p> <p>これでもう一、二行書いたら、この間の全体会でも指摘があったように、現状の前文でも長すぎるという意見もありましたし。</p> <p>結局、入れたい想いを全部網羅してしまうと膨大な前文になってしまいますから、「この部分にその意味を込めてあります」という形で解釈して行って、その分はきちっと条文で明記するという方が…。</p> <p>部会長さんがおっしゃることはよくわかりますが、前文でそれを言うと力が入りすぎるような気がします。</p> <p>私は、今回の議会で幼児教育の必要性について論議をしたんですけれども、「教育はゼロから始まるんだ」ということを言いました。要するに、「ちゃんとした苗を育てないと、田んぼに植えても育たないんだ」という話を、そういうレベルから解きほぐしていかないといけない話になりますので、それを前文に入れるということにはならないと思うんです。</p>
部会長	<p>そういう詳しい話はどこかの条文に入るということはどうなんでしょう、出来るんですか。</p>
委員	<p>それは入れて良いと思いますよ。理念部会で「どこかに入れて」と言うようにすれば、どこの部会が考えるのかは別にして、入れることになると思います。</p>

事務局	<p>今、「市民部会」で「市民」の権利等について謳う箇所がありますので、委員さんからこういった例をいただきましたものを「議論をしていただく余地は無いか」と投げかけは出来るかと思うのですが、一つ気になるのは、今、議会で子どもに関する条例を作っておられるということで、そことの整合性をとらなければいけないというところが出てくると思うのですが。</p> <p>今までのお話であれば、「理念部会としては、前文の『子どもや孫の世代に引き継いでいく』という理念を謳っている」と、であるから、「それに対応する条文が一つ必要ではないか」と、それを、「そのような議論をしている部会に投げかけをしたい」ということでよろしいですか。</p>
部会長	<p>そういうことが可能であるなら、その条文のインデックスとして、前文に一行でも良いですから「市民、皆がそれぞれ一生懸命子育てをやろう」という呼びかけが入らないかなと、私は思うんです。難しいんですかね。</p>
委員	<p>今、前文は四段落あるんですね。部会長さんがおっしゃるように「一行」と言っても、一段落別になります。そうなると五段落になるんです。「『四段落も多い』という議論があるのに、お前、また増やしたのか」という話になりませんか。</p>
部会長	<p>いや、増やしても増やしただけの価値があれば良いと思うんですけれども。</p>
委員	<p>よろしいですか。「教育」というものがこれだけ議論になっているんですけれども、先ほど井手口委員さんが「教育」を「学ぶ」というふうに替えたということを言われていましたよね。「私たちが子どもたちを教育して(これまでの大分市を)引き継がせるんだ」というニュアンスが、この自治基本条例にマッチするのかなというのを、私は少し感じているんです。</p> <p>いわゆる「皆でまちづくりをしていこうよ」というときに、大人だけが集まって子どもを教育するというのではなくて、子どもも入ってまちづくりをしていく、一緒にまちづくりをした子どもが次の世代にまたそれを引き継いでいくという、私はそういう大きいスタンスの方が、他所の部会の委員さんから出された「次世代に受け継ぐものを具体的に」というときに、そういうものを含めた話をした方が良いと思うんですよね。</p>
部会長	<p>「教育」の大事な行事的なものは、よくやられるし重要だとは思いますが、それだけでなく、そういった活動以外の日常の動きの中で、やはり大人は子どもに対してしっかりした大人の姿を見せるような行動をとらなければならないと思うんです。</p> <p>それが、今大分抜けてきたと思うんですよね。細かい取り組みはともかくとして、大人は常に子どもから見られているということ意識して、子どものために良い態度をとる、それが、将来的に成果を挙げていこうというふうだと思うんですけれども。</p>

委員	<p>おっしゃるとおりで気持ちは同じなんですけれども、今、部会長さんがおっしゃった話では、わざわざ「教育」という単語、フレーズを使わなくても出来た話なんです。ですから、「教育」という言葉にこだわる必要は無いはずですよ。</p> <p>あくまで、子どもたちが健全に育つ環境を我々が整える義務があったとしても、要は子どもたちに育つ気がなければ育たないんです。そこを部会長さんは「自分達の姿を見せて」とおっしゃったじゃないですか。そういったものは謳うべきだとは思いますが、子どもに直接働きかける「アクト」としての「教育」ということであれば、いろんな意見が出てきますよ。</p>
部会長	やり方は無限にあるんですよね。それぞれの大人が…。
委員	「教育」という言葉は無しで表現できるようなものを考えた方が受け入れられやすいと思うんです。
部会長	子どもは親の影響がやはり一番多いですから、結局、親を良く見ているということですよ。だから、よく見られている親がいい加減なことをやったら駄目だということなんだけれど、「教育」という言葉は使わなくても良いし、大人が子どもに良い大人のお手本を示してあげる義務があると思っているんですけども。
委員	それは、議会で言えば子ども条例を作ろうとしていますし、子どもに関しては人権条例だとかいろんなものが出来ていまして、その中にそういったことがいっぱい謳い込まれているわけですよ。だけど、ご不満があるように今の世の中はこんなふうになっちゃっているんです。だとすれば「教育」ではなくて、「大人の人間性」に関わってくる問題ではないでしょうか。システムとしての教育とかではなく。
部会長	そういうふうに見れるけれども、それは大人に「教育を意識しましょうよ」と呼びかけて、子どもの前でいい加減なまねはしないと、社会人としての責任感とかを子どもに示してやるとかいうことを皆でやろうという話なんですけれど。
委員	<p>「子どもに示す」ということでそういったものを規定するのではなくて、我々大人自身が我々が属しているコミュニティとしての社会に対する義務として、何を持ち、何を言わなければならないかということ、子どもに対してではなくて我々自身に自己規定するためにやらなければいけない、子どもたちがその姿を見て「僕たちはああいう大人にならないといけないんだな」と思えば良いわけですよ。</p> <p>子どもに対して「あれを教えるんだ、これを教えるんだ」という言い方になってしまうと、強者から弱者への押し付けになる可能性もあります。</p>
部会長	そうでなくても「教える側」と「教えられる側」というものはちゃんとわかっているわけですからね。「親」と「子ども」という関係ははっきりしています

<p>委員</p>	<p>から。 だから、「出来るだけのことをそれぞれにやってもらおうじゃないか」ということなんですけれどもね。</p> <p>よろしいですか。私は部会長さんと意見がちょっと違うんですが、当然、「教える側」と「教えられる側」と、何かを「教えなくてはならない」というのは、自治基本条例ではなく、どこか他の条例等で出来るものだと思うんです。</p> <p>今、自治基本条例を作るということで議論しているときに、その中に『教える側』と『教えられる側』というものがある」ということに私は違和感を感じるんですね。でなくて、先ほど、委員がおっしゃいましたが、大人が立派な行動をする中で、それを子どもが受け継ぐ、そういう大人になりたいと思うことと同じように、全体としてまちづくりを進めていく中で、それを子どもが引き継いでいくというスタンスの方が条文としては良いんじゃないかなと、私は思うんですね。</p> <p>そうしないと、「大人と子ども」という関係が作られて、またもっと別の関係が次々に作られていくようになると、(自治基本条例として)どうなのかなと疑問に思ったものですから。</p>
<p>副部会長</p>	<p>「市民部会」の方でしっかりそういうことを謳い込んでいただくということも出来るんじゃないかなと思うんです。</p> <p>私なんか、ボランティア活動の中で絶えず「共に生きる」ということをテーマにしているんです。「子どもと共に生きる、弱者と共に生きる」ということをテーマにして地域づくりに取り組んでいるつもりです。</p>
<p>委員</p>	<p>私もそう思います。「市民」として子どもを規定したんだから、当然、子どもに関する条文が「市民部会」で話をしなければいけないことになるし、子どもに関しての話をする場合には学習や教育という問題について～ありますから、そういったところを踏まえて子どもというところを一つ条文に作ってくれということを理念部会から提案する…。</p>
<p>副部会長</p>	<p>絶対、提案しなくちゃ。</p>
<p>部会長</p>	<p>私は今の世の中に、「地方自治」なり、「まちづくり」なりの活動の中に、やはり「人を育てる」ということがどうしても必要になってくるはずだと思うので、「子どもの教育」に限らず「大人の教育」もいるわけなんですけれども、いずれにしても、そういう取り組みも重要な要素として自治基本条例には入っているんだよということを前文のところに付け加えたいかなと、一行ではちょっと無理かなとも思うのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>よろしいですか。先ほど「市民部会」のところに副部会長さんが触れられましたが、今現在も、市民部会では「市民の権利」の中で、子どもの権利についても議論されているところです。</p> <p>子どもの権利としては、「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応</p>

	<p>じたまちづくりへの参画を行うことができる」であるとか、「子どもには、本市の自治を担う市民として健やかに育成される環境が与えられなければならない」という事柄が議論されているところです。ただ先ほど委員さんがおっしゃいました、子どもに関する条例との整合性をとるとということも議論の中では出ています。</p> <p>市民部会に送らなければという話が出ましたので「市民部会」の検討状況をご紹介しますいただきました。</p>
委員	<p>私と委員が議会を代表して話すというレベルの話ではないんですが、子どもに関する条例につきましては、議会としては自治基本条例との関係を考えていません。自治基本条例の方が上位になりますから、整合性という話をするのであれば、整合性をとらなければならないのは議会の側であって、この検討委員会ではありません。しかも、二十も三十も子どもに関する条文を作られると議会も大変になりますけれども、作っても二つか三つというレベルでしょうから、それを包含したうえで議会としてそれを具体化するような条文を作ることに關しては、今のところ作業的にも問題ありません。</p>
部会長	<p>一行くらいで書こうと思っても、分析的に「あれもある、これもある」というところまでは書けないし、書いてもあまり意味が無いわけで、大本のところを「大人よ、子どもに向かうときにはしっかりやれよ」というような程度のことだと思っんですけれども。また考えてみたいと思いますけれども、これについてはこのくらいの議論にしておきたいと思います。</p> <p>今日は、前文はある程度仕上げるということにしないといけないんですか。今の件は次回まで延ばしても良いですか。</p>
事務局	<p>そうですね、第11回の全体会で提案があったのは大きい意味での教育ですね、いみじくも似たような話がありましたが、「先人から次世代に引き継ぐ」というようなイメージであったと思います。そういったものが前文の中に入るのかという議論もあって良かったのかなとも思いますが、皆さんの議論の中では若干平行線といったところもあったかと思っます。</p> <p>「一文入れても」というご意見と「個別に謳った方がすっきりするのでは」というご意見という状況でございます。この前文につきましてはこういった議論が始まったばかりです。拙速にここで決めてしまうのではなくて、皆さん、お持ち帰りになって次回の議論で「やっぱりこちらが良い」とか「他の部会の反応を見たい」というようなご意見も出てくるのではないかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても前文は条例の顔になるようなところでもありますので、ここで話ししたこと最終的には全体会、条例としたときに表現は良いのかというフィルターもかかってくると思っますので、ここですぐ決めなくても良いのではと思っております。</p>
部会長	<p>もちろん、全体会に投げかけて、他の部会の反応も見て考えていかななくてはいけないと思っますので、それは良いと思っます。もうちょっと考えてみたら良いかなと思っます。皆さん、良い案があったら出していただきたいと思っ</p>

	<p>す。</p> <p>それでは、これはペンディングということにしまして、次に目的をやりましょうか。</p>
委員	<p>質問よろしいでしょうか。今回、部会に初めて参加して的外れなことを聞かかもしれませんが、自治基本条例を読んで欲しい対象者はどこを見ているのでしょうか。小学生の何年生以上とか、どの辺の人くらいからこの内容をわかって欲しいということで考えているのでしょうか。</p>
部会長	<p>私は、以前から小学校高学年以上には読んで欲しいと思っています。それから、言葉遣いも男性社会のようなものではなくて、読みやすい表現にしてもらえたらと思っているんですが。他の部会はどうですか。</p>
事務局	<p>全体会での意見が全てになるかと思うんですけど、基本的に「平易な文章で皆に読んで欲しい」というのが委員の皆さんのご意見だったと思います。</p> <p>また、お話の中にありましたけれども、小学校低学年は無理としても高学年以上の子どもには読める文章であって欲しいというご意見はありました。</p> <p>皆さん、あまり堅苦しくなく、難しくなくということをおっしゃられています。</p>
委員	<p>「平易な言葉」というのが一番難しいところですけども。例えば言葉遣いを易くするとか、どうしても難しい言葉を使わなければならないときにはルビを入れるとか、小学校高学年が読めるというのであればその辺りも配慮した用語の使い方をした方が良いのかなとは思いました。</p>
事務局	<p>そのお話はわかりやすくという一つの表現であるとか、語尾ですね、いわゆる「ですます調」にするとかいうことは今までも議論になっています。とにかくわかりやすく。それから言葉的には「中学生でもわかるように」というご発言は部会から何度か出ています。</p>
部会長	<p>読みやすいということをもう一つ乗り越えて、読みたくなるような、読んでくれるような…。</p>
委員	<p>具体的な話になりますとね、「教育漢字」までに留めなければ、小学生は読めないんです。かと言って、教育漢字だけを使ってというのも条文を作るときには難しいところがあります。</p> <p>一方で逐条解説が入ります。逐条解説の対象者を大人版と子ども版に分けて作れば、子ども版に関しては教育漢字だけでとか、小学校中学年以下の子どもが読める字はそのままにして、それ以上の教育漢字にはルビを振るとか、そういった配慮が出来てくるとは思いますが、条文に関しては、部会長もおっしゃったように、非常に曖昧けれども小学校高学年でも読んで理解が出来るようなレベルの表現にしましょうというのが大体のコンセンサスであったと思います。</p>

副部会長	そうですね、高学年から読める。
部会長	<p>読めるだけでなく、副教材として使って欲しいわけですね。これからのまちづくりを組み上げていくためにも必要だし、一人ひとりの意識改革を促すという意味から言っても、この文章というのはものすごく大事だと思うんですよ。</p> <p>これは、最初の頃議論していて一山越えた感じだけれども、最後に全部ができあがってきたときにやはりこの問題はもう一回蒸し返さないといけないようになるでしょうね。部会毎に文章が違ってくると思いますので、そろえないと。</p>
副部会長	漫画版も作らないといけないでしょうかね。
委員	良いですね。ぜひ提案しましょうよ。
副部会長	そういうものを作っていくと、子どもも理解しやすいと思います。
委員	市の職員も三千数百人もいれば、漫画を描けるのもいるんじゃないかな。
部会長	それでは、目的はどうだったですかね。5ページですか。これはまだ議論が尽くされていない割には、なんとなくこれで収まってしまった感じがありますが。
委員	<p>いや、結構、議論されたんじゃないですか。要するに目的のところを「自治」にするか「まちづくり」にするかということで、「自治」を目的にするということでコンセンサスは出来たし。</p> <p>「まちづくり」の部分は次の「基本理念」のところで「まちづくりに関して」という形をとるということが出来ていますので、後は要素、ファクターの問題になるとそう外れませんか。</p>
部会長	それでは、これはもう仕上がったと考えて良いですか。
委員	実質的な文章は事務局が考えたんだからどう？
事務局	それは、委員の皆さんからお墨付きをいただければ、部会案にしてということにさせていただいてよろしいでしょうか。
委員	前回、目的は「自治の実現」にするということ、「基本理念」で「まちづくり」というものをいくつかの視点から入れるということ、「基本原則」の中で皆さんが、私も言いましたけれども、これを入れて欲しいというものを含めてまとめましたからね、外れているものは無いと思うな。
部会長	読んでいてちょっと気になったのが、一箇所あるんですよ。大体こういう条文は、「～するとともに～」という言葉がよく出てくるんですけども、「自治

	<p>の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに」なのか、「明らかにして」次のステップにいくという言い方にするのか、「～するとともに～」じゃないんじゃないのかというふうにちょっと思ったりしたものですから。</p>
委員	<p>なるほど、「明らかにして」とか、「明らかにすることによって」とかいう形じゃないとおかしいのかな。これでは基本理念、基本原則と目的が両論併記になってしまう。</p>
部会長	<p>ちょっとその辺りの表現がどうかなっていうのと、言葉の使い方として曖昧な部分が無いかどうかというのがちょっと気になったんですけれどもね。</p> <p>だから、「基本理念及び基本原則を明らかにし」というステップがまずあって、それに基づいて具体的な「市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくり」の行動が進んでいく…。</p>
委員	<p>他所の条例を見ると、明らかに「～するとともに～」といった表現をしているところが多いですね。</p>
部会長	<p>この言い回しは本当によく使われていますね。</p>
委員	<p>この間我々が結論を出したのは、「自治の実現」というものを最終目的にもっていくということを決めた以上、両論併記にはならないですよ、「理念」や「原則」が。「理念」や「原則」を作ることが、「自治の実現を図る」ことの手段だよな、それを「明らかにするとともに」で目的に行ってしまうと、逆に「目的のためになんだったかな」というときに戻れない、文章表現として。</p> <p>言われてみれば、すっと通る…。</p>
事務局	<p>一応、組立てとしては、主語は「この条例は」であり、述語は、「自治の実現を図ることを目的とする」としています。このとき述語に係る修飾語といいますが、「基本理念及び基本原則を明らかにする」ことと、「まちづくりの基本方針を定めること」の両方が並列して述語に係っているスタイルで作っています。</p>
委員	<p>「基本理念及び基本原則を明らかにする」ことと、「まちづくりの基本方針を定めること」が両論併記になっているんだけど、このままの句読点とかの位置からすると、「基本理念及び基本原則を明らかにするとともに」が最後の述語に係っているようにも取れないかな。</p>
委員	<p>そう作ってあるんじゃないの。</p>
委員	<p>いや、次の文節の「市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより」に係っているんだ。でも両方に取れるじゃないか。両方に取れる言い方はやめようよ。</p>
法制室	<p>よろしいですか。今の条文の形態からいたしますと、「基本理念」と「基本原</p>

<p>部会長</p>	<p>則」と「基本方針」、この三つがいずれも「市民主体による自治の実現」に係っているという表現になっています。</p> <p>で、議論されているように、「基本理念」と「基本原則」、これから「基本方針」が導き出されるんだと、その基本方針によってまちづくりを進めることにより、市民主体による自治の実現が図れるというふうにつなげるのであれば、「基本理念」と「基本原則」、それから「基本方針」の間に一段、段階の違いを設ける必要があると思います。</p> <p>通常の条文の形でそういう使い分けをしようとする、一つの表現の例として、「基本理念及び基本原則を明らかにすることにより、基本方針を定め、以て自治の実現を図る」という流れになります。</p> <p>因果関係からいくと、後に言われたことの方が本当だと思うんですね。最初に基礎工事として「基本理念及び基本原則」というのがあって、それを足場にして「基本方針」というものが組み立てられていくんですね。それで基本方針が出来たところで「さあ、みんなでやろうよ」という形で動き出すわけですね。</p> <p>で「あれもやりますよ、これもやりますよ」という形とは、ここのところは違うと思うんだけど、それが、なんとなくそういうふうに読めるものだから。</p>
<p>法制室</p>	<p>よろしいですか。本来、自治基本条例の考え方といたしましては、言われるように「基本理念」、「基本原則」、「自治のあり方」、「まちづくりの基本方針」が導き出されて、それに則って、「市民主体による自治の実現」が図れるというのが理想なのかなとは思いますが、大分市の自治基本条例は、今パーツパーツで議論されていますので、その辺の連動が必ずしも上手くいくのか、集めてみないとはっきりしないところがございます。最終的に集めてみたときには、「基本理念」、「基本原則」と「基本方針」がリンクしながら、同じレベルで「市民主体による自治の実現」につながるということも考えられますので、全体の姿を見たらうで再度ご議論いただくのがよろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>ここで言うのも、言葉数も少なく、サラッと言うだけですから、根っこのところと先の方が、お互い食い違ふところも考えなくて良いんじゃないかという気もするんですけど、そういうふうにはいかないですか。</p>
<p>法制室</p>	<p>第一条ですので、全体をこの条文が締めるような役割を担います。ですから、全体を見て第一条の規定を変えるのか、第一条の規定に合わせて全体を整えていくのか、その辺の議論が最終的に入ってくると思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>それは、どうせ前文とか目的に関しては、全体ができあがってからも一回全体とのバランスを図らないといけないから、当然そうなんだけれど、この場合で今言われている「基本理念、基本原則を明らかにし、基本方針を定めることにより」というふうな表現を変えたって、何も問題は無いだろう。今ここには三つのセンテンスがあるんだけど、三つのセンテンスの内、どれとどれ</p>

	<p>がどうつながっているかっていうのが、そうした方が明確になるような気がする。部会長の指摘を受けるまで僕も気が付かなかったけれど。</p>
委員	<p>すごく初歩的な話なんだけれど、「まちづくりの基本方針」っていうのは、どういう形で出てくるのかな。</p>
委員	<p>それは他の部会が作るんだろう。</p>
委員	<p>でしょう。</p>
部会長	<p>だから我々のところで作っているのは、真ん中にどかっと簡単なものがあるって、それが各部会にずっと展開していくような形だろうと思うんですよ。</p>
委員	<p>まあ、廣次委員の心配もよくわかるんだけど、結局は、基本理念や基本原則に係るところは理念部会で考えてくれて必ずフィードバックがあるんだから、そういうふうに書いていたって、「基本理念や基本原則から出発しますよ」と我々の側から言ったところで、他所から文句を言われる筋合いは無いよ。</p>
部会長	<p>まあ、ここは事務局の方でちょっと研究してみてください。表現が少々変わったって結果は大して変わらないと思うんですよ。</p>
事務局	<p>今、当初の案と委員さんがおっしゃったものと法制室職員が申し上げたものとパターンができたと思いますので、パターンを併記するような形で、どれにも対応できるように腹案として持っておくのも良いのかなと思いますので、そういうことにしておいてもよろしいですか。次回の時にはこの資料の中にそれぞれの案をお示ししていきたいと思います。</p>
部会長	<p>さて、目的はその程度にしておいて、特に後、指摘されるようなことはありませんか。それでは次のページの基本理念に進みたいと思います。 これは、今箇条書きで三項目出していますが、解説とかは付けなくて良いですか。</p>
委員	<p>この「基本理念」、「基本原則」、「目的」についてはですね、逐条解説に相当力を入れなくてはならないと思います。他のシステムを謳いあげるような条文に関しては、条文そのものがきちっと説明が完結していないと困るような条文になるでしょうけれども、「目的」や「基本理念」、「基本原則」は、どうしても、なんとかでも取れるような表現になりがちですので、それを逐条解説できちっと謳わなければいけないので、逆に条文そのものをあんまり説明しすぎるとですね…。</p>
部会長	<p>そうすると次のページの「基本原則」のところ、項目を立てた上でその後に説明があるんですけども、この程度は良いということですかね。出来るだけ簡潔にするということ。</p>

委員	<p>ちょうどここに《解説案》がありますよね。6 Pに基本理念のそれぞれの項目について逐条解説するときにはこういう形で《解説案》ということで事務局が作ってくれた案がありますよね。ここを逆に言うと、力を入れていかないと。</p> <p>これで1項で「豊か」という表現でなくて、「幸福な暮らし」という指摘が部会長さんからあったということ。</p>
部会長	<p>「豊かな」が良いか「幸福な」が良いか「幸せな」が良いか。後は「市民主権のまちづくり」、「協働のまちづくり」は形容詞が入っていないからこれ以上いじれないでしょうけれど。一項だけは形容詞の使い方が、ちょっと気になるんですけど。</p> <p>「豊かな」という言葉もなんとなく「モノにあふれている」というようなイメージがある…。</p>
委員	<p>私も「幸福な」という方が…。1項の「豊かな」を「幸福な」に変えたと思います。そして下の《解説案》のここで言う「豊かさ」を「幸福」と変えてもね、全然、違和感は無いですよ。ですから、私も「幸福な」に変えた方が良くと思いますね。</p>
委員	<p>前文も「幸福」と使っていますしね。</p>
副部会長	<p>「幸福な」というより、「幸せな」という方が良いんじゃないですか。</p>
委員	<p>それはどちらでも。「幸せな」の方がとおりが良いかな。</p>
副部会長	<p>柔らかい感じがしますよね。「豊かな」と言うと、もっと大きくなる気がするけどどうなんだろう。</p>
部会長	<p>これからの日本の針路といたら難しいですよ、どう考えていたら良いのか。</p>
委員	<p>もう、お二方の世代からすれば、我々は後からついていった人間ですので。豊かさを享受する側にいますので。</p> <p>少なくとも豊かさを求めて今まで来て、それなりの成功を収めた日本ではあるけれど、代わりに失ったものは何かということを考えれば、ここは「幸せ」とか「幸福」とかいった表現の方が良いかと思います。</p>
部会長	<p>「幸せ」にしませんか、ここは。「幸せ」にすると下の方（解説）が困りますか。</p>
委員	<p>カッコ内の「豊かさ」を「幸せ」にして、「は」を「とは」にすれば、全然変える必要は無いですよ。</p> <p>「幸せ」もまたひらがなにするか、にんべんのついた漢字にするか、送り仮</p>

	<p>名をどうするかというのは出てきますけれども、今のところは一番平易な「幸せ」にしておきましょう。</p>
部会長	<p>そうですね、易しくいきましょう。他には特に無いですか。</p>
委員	<p>事務局をお願いしておきたいんだけど、法制室が今二人来ているけれども、僕からも教育長に言うけれど、教育委員会に逐条解説の子ども版の担当者を作って、併記する形にしてくれるとありがたいんだけどな。社会教育主事で以前の現場が小学校であったような先生をお願いして。</p>
事務局	<p>それは、ある程度逐条解説の形ができあがってから、それを子ども版にしてもらうということによろしいですか。</p>
委員	<p>それはそうなんだけれど、その「ある程度」がそろそろ良いんじゃないかな。こういった形で《解説案》が出てくるようになったから、これを投げかけたら、向こうは向こうで考えてくれるところを作ってくれると…。さっき部会長さんが言ったように、これはできあがったら子ども用に副読本的なものを作ることになるだろうから。</p>
事務局	<p>それでは教育委員会に今の話を投げかけてみたいと思います。</p>
委員	<p>うん、企画部からもしてくれないか。</p>
部会長	<p>今そういうものが進行中であつたら、我々も勉強しておきたいと思うんですけども。</p>
委員	<p>まだ、そこまでいっていませんから、今から順にしてもらえれば。</p>
部会長	<p>それでは、次の「基本原則」ですが。「市民総参加」と「情報共有」と「平等と機会均等」ですけれども、この項目及び内容についていかがでしょうか。</p>
委員	<p>この一番と三番が微妙に似ていて、分けないといけないのかなと思うんですが。一つにはまとまらないのかなという感じがしているんですけどもね。</p>
部会長	<p>「総参加」と「機会均等」ですか。これは総参加…。</p>
委員	<p>何で分けたのかなと思って。</p>
委員	<p>上は義務で下は権利なんだよ。</p>
部会長	<p>なるほどね、言われればそうか。なんだか、「市民総参加」というのが、一般の市民の方にどういう印象を与えるのかっていうのがちょっと気になるんですよ。</p>

	<p>この間のギネスに挑戦したやつなんかは、皆でとにかくやらなきゃいけないってということで、私なんかはわりあい良いことやるなって思ったんですけども、それが皆さんどういう印象を持ったのか、市長から押し付けられたっていう意見は無かったですか。</p>
委員	<p>市民を規定する条立てはしないのかな。</p>
事務局	<p>それについては、言葉の定義のところでお話をさせていただこうと思っていましたが、9Pに定義を扱う部分がございます。</p> <p>その 課題のところですが、まず、「協働」の定義について、以前から議論になっていたのは皆さんご承知のことと思いますが、「協働」について、「責務を負わせるものではない」という視点が必要だというのは第11回の全体会でも指摘がありました。もちろん反対する意見も多数ございましたが、この視点について文章表現をどうするか。今現在、理念部会としては「市民、議会、行政が対等の立場で各々の役割分担のもと、共通の課題解決に取り組むことを言う」としてありますが、この中にそのような視点、ニュアンスを含ませることが出来るかというのが一点。</p> <p>次に市民の定義ということで、今までは「大分市に住む人、働く人、学ぶ人と言う」ということで広く捉えるというのが理念部会でのコンセンサスであったと思います。同様のことを「市民部会」でも言っていたのですが、今現在、「市民部会」において、議論を進めるにあたって、下段の枠内のように整理をしておいております。理念部会では一文ですが、それをわかりやすく区切って、「ア 本市の区域内に住所を有する者、イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者、ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）」としています。こういった点について理念部会でもどうだろうかと投げかけがっております。</p> <p>ですので、本日、皆さんが「この内容で構わない」ということになれば、理念部会としてもこれが大分市自治基本条例の「市民」の定義だということになりますし、市民部会も今までの議論がスムーズに流れていくこととなります。</p>
委員	<p>これは我々理念部会が決めたことと変わりが無いから良いけれど、これを条立てするということか。条文として明記するのか。</p>
事務局	<p>はい。定義として条立てする予定です。</p>
委員	<p>となれば、「市民総参加」で、ここでわざわざ「性別、年齢を問わず」って言うのはおかしいよな。むしろ、「性別、年齢」というのは、「平等と機会均等の原則」に含めた方が良いんじゃないかな。</p>
事務局	<p>ということは、「大分市のまちづくりにおいては全ての市民が性別、年齢を問わず平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有する」ということですか。</p>
委員	<p>「市民総参加の原則」で、「大分市のまちづくりは市民によってなされるもの</p>

	<p>である」という表現に変えておいて、どうせ定義で市民というものが条立してあるんだから、「総参加の原則」における「市民とは何ぞや」と言った時にはこの「市民」を使わざるを得ないわけだから。</p> <p>それとは別に「権利」の部分で、「平等と機会均等」と言ったときに、「性別、年齢」を入れて、「平等性」と「機会均等性」を担保した方が良くないかな。</p>
部会長	<p>「市民総参加」のときに「性別、年齢」が問題になったことがあるんですね。市民活動の中で。</p>
委員	<p>ありませんよね。だから、ここで入れるのはおかしいですよ、下で入れないと。「機会均等」とか「平等」というところで初めて「お年よりも子どももありませんよ、男性も女性も区別しませんよ」ということを入れるべきでしょうから。「皆が参加しましょう」というときに、「男も女も関係ありません」とか、わざわざ言いませんから。</p>
委員	<p>ここは赤で囲ってあるから、何回か議論をしたところなんですか。</p>
委員	<p>一応最終決定として決めたところですが、表現の部分は事務局に任せたものだから。</p>
委員	<p>途中で言って悪いんですが、「市民総参加の原則」と言って、下に説明文が入っていますよね、どちらか一つで良いような気がするんですけどね。</p> <p>例えば、上にいくなら、「市民総参加を原則とする」とか、下にいくなら「性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加することを原則とする」とか、そういうふうな、定義みたいなのをに入れて説明が入り込んで、これが一つの条文ということにするんでしょうか。</p>
委員	<p>最初に僕が言ったように、もともとこの三つをファクターとして入れるのは、一つは「皆でまちづくりをするですよ」ということと、それから「情報を共有しますよ」ということと、「皆が平等であり機会が均等ということが担保されますよ」と、こういう三つのファクターが入るということだけをコンセンサスをとって、文章表現は任せたんですよ。</p>
委員	<p>同じことを言っているから、どちらかで良いんじゃないかと…。</p>
部会長	<p>(1)、(2)、(3)の項目だけで良くて、説明はいらないということですか。</p>
委員	<p>要するに、解説とすれば良いんじゃないかということです。</p>
部会長	<p>簡潔を持って旨とするのなら…。</p>
委員	<p>最初はそうだったんですけどね、会議の中で「平等」や「機会均等」の中</p>

	<p>に例えば、「男女共同参画」的な意味合いを入れてくれとかいう話も出てきたものだから、こういうふうに付け加えざるを得なかったんだろう。</p>
事務局	<p>「理念」のときには、皆さんのお話の中でコンセプト、哲学的なものであるということから、箇条書きで良いというような議論の経過であったと思います。「原則」は「理念」、コンセプトや哲学を保証する「手段」ということでありましたので、委員さんからも先ほど「要素」というお話がありましたが、要素をタイトルとして挙げて、中身はこういうことでしたという表現をさせていただいて部会の案として挙げたという経緯ですね。</p> <p>委員さんのおっしゃる「要素だけでも良いのでは」という意見ももちろんあるかと思いますが、今までのお話で言えば要素はどういうことかということ、「手段」ということでありましたのでそれを示して、このような表現としました。</p>
委員	<p>過去の経過もあるでしょうから、そこまでいうつもりも無いのですが、ぱっと見たときに面白い条文だなと思ったものですから。</p>
部会長	<p>ちょっとくどい感じですか。</p>
委員	<p>もともとファクターだけだったから。だけど、この方が親切だよな。ただ、「性別、年齢を問わず」のところだけはちょっと…。どこかでは入れて欲しいけれど、ここで入れてしまうと条立てする「市民とは」という部分とおかしくなるな。</p> <p>とにかく今日は、この三つのファクターが良いか悪いかだけ確認しておいて、後はまた考えてもらいましょうよ。</p>
委員	<p>そうですね。そして、他所の条例を見ると、いわゆる説明になっているところ、例えば、「市民がまちづくりに参加することを原則とする」というふうに、「原則」で終わらずに「原則とする」というような言い回しで終わっているの、そういうところを研究してもらえばと思います。</p> <p>そうすると上も原則、下も原則にならずに読む方もわかりやすいんじゃないかなと思います。</p>
事務局	<p>文章的な表現にするということでしょうか。</p>
委員	<p>例えば、上越市とか由布市もそうだけれど、「情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること」というふうに書いてあるので、それも見てみれば良いのかな。</p>
事務局	<p>他都市の条例も見てみると二パターンあるようですね。案のように二段書きされているところもあれば、文章だけを書いているようなものもあるようです。</p>
委員	<p>二番の「情報共有の原則」というのについて、今は個人情報というものもあ</p>

	<p>るんだけど、その部分はいれないといけないのかな。個人情報を共有するとかとられないですか。</p>
事務局	<p>個人情報につきましては、大分市でも個人情報保護条例を定めておりますので、委員さんがご心配されているところは担保されていると思うんですけども。</p>
委員	<p>そこは、結構難しいんですよ。というのはね、まちづくりに関する情報の中には一部個人情報も入ってきます。ですから、個人情報ではあるけれども、これは共有しなければならないと判断する機関があります。そこが判断をしますと、保健所が把握した情報を福祉保健部全体で共有するというようなこととして良いか悪いかということを決めるわけです。</p> <p>それがまちづくりに関する情報になるかならないかというときに、なったら共有するという形です。</p>
委員	<p>大分市役所にあるんですか。</p>
委員	<p>はい、そういう機関を持っています。</p>
部会長	<p>さあ、先に進むとして、原則も簡潔を旨とするならば、箇条書きだけ残して説明書きを取りますか。</p>
委員	<p>いや、これで我々は全体会に提案して、そのままなわけですから。つけるものの内容については検討するべきでしょうけれど。</p>
部会長	<p>それでは、今内容が問題になっているのは「性別、年齢」のところですか。(1)の項目なのか(3)の項目なのかということですか。</p>
委員	<p>結局、「市民総参加」でいうところの「市民」を条立てして定義がされるならば、ここでわざわざ言う必要が無いから、であれば「性別、年齢」は下の方で言ってくれないかなということですよ。</p> <p>で、次のページにある「市民部会」の提案の定義というものは我々が言っていることと同じですから、表現の仕方はわかりませんが、これが条立てされるわけですから、「市民総参加」の市民の説明はここでされます。</p> <p>基本原則の中に入れるかどうかは、検討の余地はあるけれどね。</p>
部会長	<p>そうしたら、原則の項目立てはこれで良いですね。内容は蒸し返さなくても。今後、また他の部会から何か提案があったら、そのとき対応するというところで先に進みますか。</p>
事務局	<p>後は「協働」の言葉の定義のところ、「責務を負わせない」というニュアンスを醸し出すような文章にするかどうかですね。そこを押さえていただければ今日の議論は大体終わりかなと思います。今の理念部会の定義は「市民、議会、</p>

	<p>行政が対等の立場で各々の役割分担のもと、共通の課題解決に取り組むことを言う」というふうに定義付けをしております。これももちろん、定義ということで条立てをされますが、そのニュアンスですね。</p>
委員	<p>これ以上説明できないだろうと思うけれど。</p>
事務局	<p>確かに「この文章で良いんじゃないの」というご意見も全体会の中でございました。</p>
部会長	<p>「手を取り合って」とか「協力して」とかいうのは定義の中には入っていないですね。入っている他都市の例はあったけれど。</p>
事務局	<p>理念部会の案としては、まだそこまで踏み込んではいないですね。</p>
委員	<p>本当は市民と議会、行政が「対等」ではないんだよな。市民が負託をしている対象であって、対等であるわけは...、市民が全部の主体なんだから、本当は市民が協働の立場でやってくれれば良いんだけど、そうなると「議会と行政はどうしてくれるの」という話になるから、こういう形になっているけれど、実際、この三つが「対等」という言い方では民主主義ではないよね。 けどここはこれで良いよ。そういう指摘を受けなければ。</p>
部会長	<p>だから、対等という言葉をここで使うのが良いのかどうかですよ。従来は行政主導型で市民は文句を言いながら後をついて行くという状況であったとすると、「今後は対等なんだぞ」ということになるんだろうけれど。</p>
委員	<p>「対等」を取って「それぞれ」ので良いんじゃないですか。</p>
部会長	<p>そうねえ。「対等」を取って「それぞれ」の？</p>
委員	<p>「市民、議会、行政がそれぞれの立場で各々の役割分担のもと」...</p>
委員	<p>「対等の立場で」までを取ったら良いんじゃないですか。「市民、議会、行政が各々の役割分担のもと」で。</p>
委員	<p>うん、それでも良いな。その方がスリムで良い。</p>
部会長	<p>「それぞれ」と「各々」は同じだから。「市民、議会、行政が各々の役割分担のもと」？</p>
委員	<p>そうすれば、「対等」とか「対等ではない」とか言わなくても...</p>
委員	<p>ここで、さっき部会長さんが言った、例えば「手を取り合って」とか、そういう表現を入れても良いですよ。</p>

	「役割分担のもと」だけど、一緒にやるわけですから。「役割分担のもと」で三者がそれぞれ勝手にやるわけじゃありませんから。
委員	「共通の課題解決」に「協働で」取り組むとか…。「協働」の説明に「協働」を使っちゃ駄目か。
部会長	課題の「協働は責務を負わせるものではない」というのは皆さん、どのように捉えておられますか。
委員	「負わせるもの」ではないです。改めて言う必要も無いくらい、そうだと思うんですけど。
委員	文章にすると、なおさら混乱すると思うんですけどね。当初、「『市民』の定義をしないでも良いなら、しないでいこうよ」という話もあったくらいに。
委員	現在、定義していることで尽きると思いますけれどもね。わざわざ、そこで「いや、これは市民に義務を負わせるものじゃないんですよ」とか言ったら、なおさら「本当か？」っていう話になりますよ。
委員	もっと言うと、私だったら「そうか、自由に勝手に何もしないで良いんだ」と振り出しに戻るようなことを言うかもしれないし。
部会長	これは、もともと市長が言った言葉ですよ。
委員	全体会で市長が言いました。
委員	市長は、もともと就任当時からずっと言っていたことですから。
部会長	我々があんまり堅いことを言っても事務局は困るわけでしょうね。
委員	いや、「この指摘を受けて検討した結果、『対等の立場』を外して、『手を取り合って』を入れた」とすれば。
事務局	もちろん、先ほど逐条解説のお話が出ましたので、「議論の経過でこの定義ができました」ということを言えば、そこで表現することも可能かなと思います。
委員	その中に入れる。それは入れても良いよな。
部会長	なんと言っても、「自治の基本」と言えば、市民がしっかり意識を持たないと先に進まないですからね。
副部会長	私は、 の課題なんかいらんんじゃないかと思うんですけどもね。

事務局	<p>この「課題」は、他の部会からの投げかけがあったということで載せているもので、皆さんに話し合っただけという話です。</p>
委員	<p>これは、もう今話し合ったので終わりました。</p>
事務局	<p>それでは、本日の議論の押さえをさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>本日、前文の中で、「広い意味で次の世代に引き継いでいくという教育」ということでご議論をいただきました。その中で、委員さんから条文として別立てをするという案をいただいております。これについては、子どもに関する「権利」と「義務」というものがございましたので、「市民の権利・義務」を議論している部署に投げかけをしてみたいということであったと思います。</p> <p>また、「前文中に一文入れられないか」という部会長さんのご意見もございましたので、次回の会議で一文を入れるのか、そのままでも良いということに落ち着くのか、再度ご議論をさせていただければということになります。</p> <p>目的につきましては、文章の表現、つながりについてご指摘をいただいております。そのパターンを議論の経緯としてご提示させていただいて、ご確認をいただくということであったと思います。</p> <p>「基本理念」・「基本原則」につきましては、「基本理念」の「豊かな暮らし」の表現を「幸せな暮らし」に変えていきたいと思いますということでもございました。</p> <p>「基本原則」につきましては、「性別・年齢を問わず」というところが議論になりました。「市民総参加の原則」で、「大分市のまちづくりはすべての市民が参加することによって行われる」ということではないかと、「平等と機会均等」の中で、「大分市のまちづくりにおいては全ての市民が性別、年齢を問わず平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有する」とすれば、「市民」の定義を勘案したときにおかしくならないのではないかとのご意見がありました。</p> <p>また、定義のところではありますが、「市民」の定義につきましては、「市民部会」の案で問題ない、自治基本条例の定義として採用して良いというご意見をいただいております。</p> <p>「協働」につきましては、市民、議会、行政が「対等の立場」というのは言わずもがなということなので削除して、「各々の役割分担のもと、『手を取り合って』～」という言葉を入れることにより、「対等であり、押し付けられるということではなく、一緒にやっていく」というニュアンスを出していいのではないかとのご意見でした。</p> <p>この議論の経過はまたペーパーにまとめさせていただいて、次回の部会でお示しさせていただきたいと思っております。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。今日の議論はこれで終わりなんですけれども、次回はどうなりますかね。</p>
委員	<p>子どものこととか、他の部会に投げかけるということがあったらどう？その議論の経過を待たないと、こちらの議論が出来ないんじゃないかな。</p>
事務局	<p>市民部会の部会は14日開催予定です。</p>

事務局	確かに委員さんのおっしゃるとおり、この部会からボールを投げた状態ですのでそれが返ってこないと上手く議論できませんので、17日以降ということになりますね。
委員	出来るだけ早い日にちで事務局が資料を整理出来るといったら何日以降になるかな。
事務局	きちんとした資料でなくて、メモ書き程度であれば準備できますが。
委員	それで良いよ。
部会長	それでは18日ということで...
事務局	それでは、次回は5月18日(火)の午後2時ということによろしいですか。
部会長	新しい取り組みというのは特に無いですかね。他の部会から出てくるものに対応するというくらいで。
事務局	そうですね。それと、まだ確定ではないのですが、他の部会もだんだんと案がまとまってきていますので、それを条例の形にまとめたときに調整とかいうことは出てくると思います。
委員	本来的には、小出しに修正するよりも、ある程度まとまったときに修正した方が良いでしょうね。校正というのはキリがありませんから。
部会長	それでは、閉会します。どうもありがとうございました。